

2025年6月2日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号
株 式 会 社 オ ー ル ア バ ウ ト
代表取締役社長 江 幡 哲 也

配当金にかかる税金のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2025年5月12日開催の取締役会において、1株あたり3円の配当金をお支払いすることが決議され、2025年6月10日より配当金のお支払いの手続きを開始させていただきます。

今回の配当金は全額「その他資本剰余金」を配当原資としており、税法の定めにより支払総額の全額が資本等の払戻額に相当する金額となり譲渡収入とみなして課税（みなし譲渡益課税）がされます。「利益剰余金」を配当原資とする配当金とは税金計算上の取扱いが異なりますので、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、このご案内は、今回の『その他資本剰余金を配当原資とする配当金』についての税務上の取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項を説明するものであり、株主の皆様に必要な税務上のお手続きのすべてを説明しているものではありませんので、ご承知おきください。具体的な税務上のお手続きについては、お取引の口座管理機関（証券会社等）、または最寄りの税務署、もしくは税理士等にご相談くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

このご説明は、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、全てを網羅するものではございません。具体的な税務上のお手続等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいますようお願い申し上げます。

また、このお知らせは、株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の説明資料になりますので、保管くださいますようお願いいたします。

このご説明は当社ホームページ（<https://corp.allabout.co.jp/ir/>）上にも掲載いたします。

1. 今回の配当金の税金計算上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ・ 今回の配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなります。
- ・ 今回の配当金は、税金計算上の配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収の対象とはなりません。また、配当控除の対象にもなりません。確定申告の際はご注意ください。
- ・ 今回の配当金は、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

- ・ 税法の規定により、株主の皆様には「みなし譲渡損益」が発生します。
- ・ 以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②みなし譲渡相当部分の取得価額」を控除した金額が、譲渡所得等（「みなし譲渡損益」）に該当いたします。
- ・ 算出式は以下のとおりです。

（純資産減少割合及びみなし配当額は、後記(4)、(5)をご参照ください。）

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	
②みなし譲渡相当部分の取得 価額	=	従前の取得価額の合計額	× 純資産減少割合
みなし譲渡損益（①－②）	=	①収入金額とみなされる金額	－ ②みなし譲渡相当部分の取得 価額

〔例〕 当社の株式を1株当たり500円で1,000株取得していた場合

① 収入金額とみなされる金額

= 3円00銭（1株当たり配当額）×1,000株=3,000円（円未満切捨て）

② みなし譲渡相当部分の取得価額

=（500円×1,000株）×0.017=8,500円（円未満切上げ）

みなし譲渡損益（①－②）=3,000円－8,500円=△5,500円（この場合は、みなし譲渡損）

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
- ・調整式は以下のとおりです。（純資産減少割合は後記(4)をご参照ください。）

1株当たりの
新しい取得価額

=

1株当たりの
従前の取得価額

－

1株当たりの
従前の取得価額

×

純資産減少割合

〔例〕 当社の株式を1株当たり500円で1,000株取得していた場合

新しい取得価額＝500円×1,000株－500円×1,000株×0.017＝491,500（円未満切上げ）

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する割合）	0.017 (小数点以下第3位未満切上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	2025年6月10日
その支払いに係る基準日における発行済株式の総数（自己株式を除く）	13,985,384株
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	みなし配当はございません。

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.017 (小数点以下第3位未満切上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	41,956,152円

2. その他の参考情報

- (1) 本配当において「みなし配当額」はございません。
- (2) 「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象ではないので、原則として確定申告が必要になりますが、証券会社によっては計算対象とする場合もございますので、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。
 - ① 特定口座の源泉徴収口座の株主様は、お取引の証券会社にお問合せください。
 - ② 特定口座の①以外の口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。
 - ③ 「取得価額の調整」が必要となります。お取引の口座管理機関（証券会社等）が取得価額の調整を行いますが、全ての口座管理機関が実施するとは限りませんので、お取引の口座管理機関にご確認をお願いいたします。

3. 本件に関するご照会先

- (1) 「本説明書」についての一般的なご照会
当社 株主名簿管理人
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話：0120-782-031（通話料無料）
受付時間：9時～17時（土・日・祝祭日を除く）
- (2) 株主様各位の取得価額の調整に関する具体的にご照会
お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談ください。
- (3) 税務申告等に関するご照会、ご相談
最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

以 上